

第四條 本組合ハ組合長ヲ重名置ク

第五條 本組合ノ事業執行方法ハ決議ヲ以テ施行ス

第六條 決議ハ過半数ヲ以テ定ム

第七條 本組合ノ組合員ハ左ノ如シ

楠瀬、五藤、井澤、越田、山本

右決議ヲ以テ決定ス。

昭和九年八月三日

組合員 署名

製造組合ノ代表者ニハ楠瀬三郎氏就任シ、組合經費ハ今後組合  
ヲ經テ販賣セラルル製品ノ賣上總額ノ一%ヲ以テ支弁スルコト  
トナツタノデアアル。  
本組合ノ成立モ諸種ノ關係ヲ容易ニ出來ナカツタノデアツタガ  
阪本氏等ノ熱心ナル勸説ガ遂ニ奏効シタモノデアアル、ソレダケ

ニ組合側ノ地位モ工場側ニ認メラレ、大阪電球硝子産業委員會  
ヲ成立セシメ之ニヨツテ團體協約ヲ行フコトトナツタノデアアル。  
三 大阪電球硝子産業委員會ノ成立

(イ) 大阪電球労働組合

本組合ハ昭和八年十二月二十六日ノ創立ニカカリ、ベルブ工場  
及ビ一部電球製造工場ノ従業員ヲ以テ組織シ、組合長今井武吉  
書記長栗山角次郎、會計酒井要次デアアル、組合員五〇〇ト稱セ  
ルモ實數ハ約三〇〇デアアル、今ソノ大部ヲ占ムルベルブ工場ノ  
従業員數並ニ労働條件ヲココニ概述スルト

従業員數概數

内 詳 人 數

楠瀬	七五人	内詳人數	1
五藤	五五人		30人
山本	四〇人		20人
越田	三〇人		15人